

令和2年度 第3回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和2年7月27日(月) 10:00~10:40
2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、小股委員、柳原委員、木元委員
労働者代表委員 中野委員、浜守委員、石垣委員、森川委員
使用者代表委員 矢坂委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局 杉労働局長、小林労働基準部長、浅野賃金室長、
市六監督課長補佐、山越賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)
- (2) 労働経済等関係指標について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (4) 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
- (5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[山越賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第3回本審の開催をお願いしたいと存じます。

本日は、労働者代表委員の有賀委員が御欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である全委員の3分の2、10名以上もしくは各側委員の各3分の1、2名以上を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の杉より御挨拶申し上げます。

[杉労働局長] 委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日は、令和2年7月22日付け最低賃金審議会において答申が出された「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安」について、皆様にお伝えさせていただくこととなっておりますが、内容につきましては後ほど詳しく御説明させていただきます。すでにいろんな形で報道されておりますが、最低賃金に関しては、安倍総理が「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1,000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響が厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との政府としての考え方を示されたこともあり、例年以上に報道のほうも過熱していたという状況です。私のほうも報道で知る限りではございますけれども、今年度の最低賃金の目安小委員会では夜を徹することもあり、33時間と例年になく長い審議が行われたと聞いております。そうした中で当該目安が示されたわ

けですけれども、「地方最低賃金審議会において、中賃の公益委員の見解を十分に参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである」と示されております。

本審議会におきましては、現下の経済情勢や地域の実情等を踏まえつつ、毎年、最低賃金額の改定について慎重かつ丁寧に御審議いただいております、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

今年度につきましては、非常に厳しい状況であると思っております。例年以上に皆様の貴重なお時間を頂くこととなりますが、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局としましては、審議の結果につきまして最大限尊重させていただきます。皆様、公・労・使それぞれの異なる立場から十分に御審議いただいた上で、一定の結論が導かれることを御期待申し上げ、甚だ簡単ではございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。

[山越賃金室長補佐] この後につきましては、長尾会長に進行をお願いします。

[長尾会長] ただ今から、令和2年度第3回富山地方最低賃金審議会を開催します。

本日の会議につきましては「公開」としておりますので、御承知おき願います。

それでは、議事に入ります。

議事1の「地域別最低賃金額改定の目安について」につきまして、令和2年7月22日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申がなされております。

その内容について、事務局から説明してください。

[浅野賃金室長] それでは、本年度の中央最低賃金審議会の地域別最低賃金改定の目安の答申について、その概要を伝達させていただきます。資料No.1を御覧ください。

本年度の地域別最低賃金額改定の目安審議につきましては、6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し諮問が行われました。これを受け、目安小委員会における計5回にわたる審議を経て、7月22日に厚生労働大臣に対して「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申がなされたところです。

それでは、「記」以下を読み上げさせていただきます。

別紙1の「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至ったと示されております。

次に「記」の2を御覧ください。

2(1)目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影

響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、①感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、②他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、③雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、④賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、⑤令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、⑥世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

別紙2は、「目安に関する小委員会報告」ですが、読み上げについては省略させていただきます。後ほど、御確認願います。

以上が、令和2年度地域別最低賃金改定の目安に関する中央最低賃金審議会の答申の概要でございます。今回示されました答申を参考に、富山地方最低賃金審議会としての今後の審議をよろしくお願いいたします。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 当審議会といたしましても、中賃の答申を尊重して審議してまいりたいと存じますので、御協力をお願いします。

次に、議事2の「労働経済等関係指標について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長補佐] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.2として資料を配付させていただいておりますので、簡単に御説明いたします。

この資料は、表紙裏面の目次の内容について経年的にグラフや表で示したもので、毎年事務局から提出している資料です。資料の出所は最終ページに記載のとおりです。時間の関係もありますので、各ページごとの説明は省略させていただき、要点のみ御説明させていただきます。

まず、「生産」についてです。1ページに、代表的な指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しておりますが、全国・富山県とも新型コロナウイルスの影響により減少しています。

次に、「国内需要」についてです。3ページから6ページまでに、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せておりますが、全体としては、減少傾向が著しい状況が見られます。

続きまして、「物価・生計費」についてです。7ページに、消費者物価指数の推移を掲載しておりますが、中長期的には上昇傾向ですが令和2年に入ってから下落傾向が見られます。9ページには、標準生計費について掲載しております。富山市の数値に大きな増減が見られますが、＜参考＞に記述のとおり、住宅関係費や雑費Iの増減が主な要因と見られます。

「貿易等」は飛ばしまして、「雇用」について御説明いたします。13ページに景気動向指数の遅行指数とされている常用雇用指数の推移を、15ページに一致指数とされている所定外労働時間指数の推移を掲載しております。令和2年に入り常用雇用指数は微増微減を繰り返しています。一方、所定外労働時間数は平成31/令和元年に入ってから減少傾向を見せています。

16ページの完全失業率、17ページの有効求人倍率は、いずれも悪化傾向が認められます。18ページの求人・求職状況のとおり、求人数と求職数のギャップはあるものの平成31/令和元年には新規求人数が減少傾向を見せ始めています。

最後に「賃金」について御説明いたします。19ページの図6-1には事業所規模間の格

差を、図6-2と次ページの図6-3には地域間の格差を記載しております。決まって支給する給与額の格差は若干縮小していますが、短時間女性労働者の1時間当たりの賃金額にかかる格差は拡大傾向をみせています。

20ページの図6-4には県内の高校卒初任給を載せておりますが、平成31/令和元年は男女とも前年に比べ上昇し、男女計で167,500円となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 続いて、議事3の「最低賃金に関する基礎調査結果について」につきまして、事務局から説明してください。

[浅野賃金室長] 最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。資料No.3を御覧ください。

ここでは、賃金総額から、最低賃金との比較に当たって除外すべき賃金、具体的には、精皆勤、通勤、家族の3手当と、時間外・休日労働等の所定時間外労働に対する賃金を除いた賃金額を調べ、これを時間額に換算して集計しております。

なお、データは速報値であり、厚生労働省が契約している委託先からのデータが到着した7月20日時点の集計値でございます。なお、確定値について、本日お示しした速報値からの変動は微小に収まる見込みとなっております。

業種ごとの調査対象事業所数につきましては、資料の2ページを御覧ください。

この表の左側の列が業種、真ん中の列が調査対象事業所数、右側の列が調査事業所数となっております。

「地域別最低賃金適用産業」につきましては、上から2行目にありますとおり、19,636の調査対象事業所のうち、710事業所から回答がありました。

本年度調査につきましては、本省の策定した調査計画に基づき、地域別最賃適用の集計区分において、中分類を全国齊一的に整理する見直しを図っております。

なお、今回の見直しに際しては、統計理論上、統計精度を維持したまま標準誤差率に収めるよう一定の整理を図っております。

加えて、特定最賃等当該産業の影響率を把握する必要がある産業については、従来どおりとなっております。

最初に、「地域別最低賃金適用産業」に係る集計結果について説明いたします。資料の3ページを御覧ください。

このページの表とグラフは、平成27年度から令和2年度までの特性値の推移を表しております。

ここでは特性値として、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数を使用しております。

第1・20分位数は、データを低いほうから順に並べ、20等分した時の最初の境界にある

金額で、中位数はちょうど真ん中の位置にある金額となります。

各特性値は、平成 27 年以降、上昇傾向にあります。

今年度の特性値につきましては、第 1・20 分位数が 850 円、第 1・10 分位数が 853 円、第 1・4 分位数が 935 円、中位数が 1,150 円となっております。

次に、資料の 4 ページを御覧ください。特性値を産業別に比較したグラフとなっております。

このグラフでは、「地域別最低賃金対象産業計」を棒グラフ、産業別の数値を折れ線グラフで示しております。

産業別でみた場合、第 1・20 分位数では、「医療・福祉計」を除く産業が「地域対象産業計」の金額と同額又は下回り、第 1・10 分位数では「製造業計」と「飲食、宿泊サービス業」が、「地域対象産業計」の金額を下回っており、「製造業」と「宿泊、飲食サービス業」が、最低賃金を引き上げた場合の影響を受けやすい産業と認められます。

次に、資料の 5 ページを御覧ください。昨年度と今年度の特性値を比較したグラフとなっております。

昨年度と比較しますと、第 1・20 分位数が今年度 850 円、増加率 2.41%となっております。全ての特性値が上昇しておりますが、平均賃金は 1.08%と微増となっております。最低賃金に関する基礎調査結果については、以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 議事 4 の「公示による関係労使の意見聴取に係る報告について」につきまして、事務局からお願いします。

[山越賃金室長補佐] 6 月 29 日に富山県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書が 4 件提出されました。

それぞれ写しを資料 No. 4 として添付しております。それでは、これらを当該意見書の概要を御説明することにより御報告させていただきます。

まず、資料 No. 4-1、富山県労働組合総連合様からの意見書について御説明いたします。

富山県労働組合総連合中山議長様から富山地方最低賃金審議会長尾会長あてでございます。意見書の内容といたしましては、地域別最低賃金について、1,000 円以下をなくし 1,500 円以上に引き上げて地域間格差を是正すること。富山県最低賃金を大幅に引き上げること。国に対して全国一律最低賃金制度に向けた方向転換を強く要請すること。国に対して大胆な中小企業支援策を強く要請することを求めています。

続いて、No. 4-2、富山県医療労働組合連合会様からの意見書について御説明いたします。

富山県医療労働組合連合会大浦執行委員長様から富山地方最低賃金審議会委員各位あて

でございます。意見書の内容といたしましては、医療・介護・福祉労働者について、過酷な労働実態と社会的役割を考慮し、賃金の地域格差を是正すること。医療・福祉産業に従事する労働者のうち非正規労働者の割合は、医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護では役9割となっている。新型コロナ対応にかかる非常事態宣言による自粛により、非正規労働者の雇用が脅かされ、収入が激減している。国民の要求に応える医療と看護、介護の提供のため、このような低賃金実態を放置することなく、賃金水準の引き上げが必要であり、大幅な最低賃金の引き上げを即時に実現することを求めています。

続いて、No. 4-3、全日本建設交通一般労働組合富山県本部様からの意見書について御説明いたします。

全日本建設交通一般労働組合富山県本部橋本執行委員長様から、富山地方最低賃金審議会会長尾会長あてでございます。意見書の内容といたしましては、コロナ不況ともいえる経済悪化が労働者ひとりひとりに押し寄せている状況であり、富山県内の労働者がおかれている現状を直視して、労働者の生活向上と景気回復に繋がる大幅な改善のため、積極的に最低賃金の引き上げを決定することを求めています。

続いて、No. 4-4、富山県高等学校教職員組合様からの意見書について御説明いたします。

富山県高等学校教職員組合中山執行委員長様から富山地方最低賃金審議会会長尾会長あてでございます。意見書の内容といたしましては、コロナ禍による経済の冷え込みを乗り越え、若者たちに明るい将来の展望を持たせるために、全体の4割に迫る非正規労働者も含めた賃金の底上げによる消費購買力の向上と貧困・格差の解消で景気を回復させることがますます重要であること。低すぎる最低賃金水準による若年層の低賃金化は、結婚、出産・子育てという人生設計を阻害し、特に地方においては勤労世代の流出、ひいては少子化の深刻化に直結すること。学校現場で働く短時間職員や学校教育を裏方で支える県費職員の賃金は最低賃金に大きく左右され、これらの職員の低賃金は学校の人手不足に繋がり、子供たちの学校生活に支障をきたすこと。子供たちが夢に向かって思う存分学習し、明るい展望をもって社会に巣立っていくためには、手厚い中小企業支援を伴った最低賃金の大幅改善による労働者全体の賃金底上げが必要であること。次世代の社会を担う高校生・若者の教育環境と進路選択も視野に入れた審議により、最低賃金の大幅な引き上げを答申することを求めています。

提出いただいた意見書は以上です。

[長尾会長] 今ほどの関係労使の意見に関しまして、御意見等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等はないようですが、当審議会といたしましては、今ほど報告のありました関係労使の意見を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事5の「その他」ですが、何かございますか。

事務局から何かありますか。

[山越賃金室長補佐] 事務局から、署名の件で御報告がございます。

富山県労働組合総連合から、富山労働局長と審議会長あての要請署名が7月15日に2,886筆、7月22日に1,917筆追加提出され、第2回本審の際に御報告させていただいた2,686筆と合わせ、署名の総数は7,489筆となりました。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

[長尾会長] 当審議会に寄せられた署名につきましても、今後の審議の参考とさせていただくことといたしたいと存じますので、よろしくお願ひします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

引き続き、富山県最低賃金専門部会が予定されておりますが、富山県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会において十分に調査審議がなされ、合意形成が図られるよう、労使双方の御協力をお願いします。

なお、同専門部会につきましては、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断されるため、非公開とします。

本日の審議会の議事録署名委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、浜守委員

使用者代表委員は、江下委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、浜守委員及び江下委員には、後日、本審議会の議事録に御署名いただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

本日はお疲れ様でした。